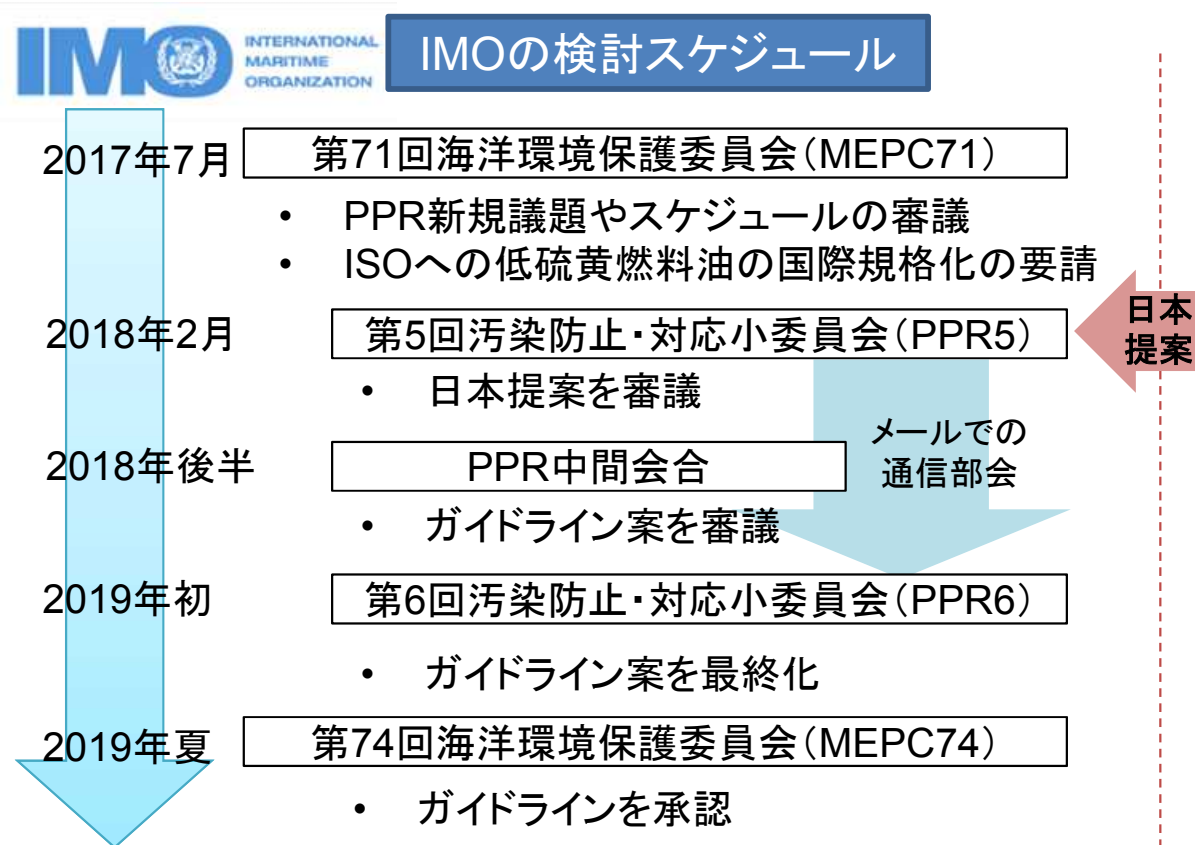


国際海事機関(IMO)における不正対策の検討状況

- 2020年より開始されるSOx排出規制強化において、基準に適合しない安価な高硫黄燃料油を使用するなど
の不正行為が横行すれば、公正な国際競争が求められる外航海運において、適正にルールを守る事業者と
の間で不当に競争条件が歪められることから、国際海事機関(IMO)において、不正の国際的な防止対策の
強化や低硫黄燃料油の国際規格化が議論されている。
- 2017年7月の第71回海洋環境保護委員会(MEPC71)において、これら不正行為の防止対策について、汚染
防止・対応小委員会(PPR)の新規議題やそのスケジュールが合意された。
- 日本は、2019年初のPPR6までに統一的な不正対策のガイドラインを策定することを目指し、2018年2月の
PPR5において、ガイドラインの骨子を提案する予定。



日本の基本方針

1. 実効性のある対策を設ける

- ✓ マルポール条約に基づく検査の枠組を活用。
- ✓ IMOのネットワークを活用し、不正情報を共有。

2. 業界に過度な負担を課さない

- ✓ サンプルング等で不当な遅延を生じさせない。
- ✓ 正当な理由なく高硫黄燃料油を保持する船舶に対してのみ重点的に検査を実施。

3. 日本がガイドライン策定を主導

- ✓ 日本がガイドラインの骨子を提示。
- ✓ 通信部会(メールで多国間協議を行うグループ)を設置し、日本が積極的に議論を主導する。

日本提案の概要：不正対策ガイドライン骨子案

1. 目的

- ✓ 燃料油環境規制の確実な実施のために、関係国政府に適切な不正対策を促すこと。

2. 想定される不正行為

- ✓ 高硫黄燃料油の不正使用
- ✓ スクラバーの不適切な使用
- ✓ 関係書類(燃料油供給記録簿やIAPP検査証書)の偽造・隠蔽

3. 旗国に推奨される不正対策

- ✓ 高硫黄燃料油の保持の制限
 - スクラバーの搭載とその適切な使用、その他主管庁が認める場合に限定。
- ✓ 自国籍船に対する検査と認証
 - 条約に基づく定期検査で上記の条件をチェック。



4. 寄港国に推奨される不正対策

- ✓ 外国船舶に対する検査(PSC)
 - 条約に基づく立入検査で書類をチェック。疑わしい場合には燃料油サンプリングも。
- ✓ 不正発覚後の通報・情報共有
 - ※ただし、不当な遅延を要さないことを条件とする。
 - 旗国への通報に加え、IMOやPSCの地域協力のネットワークを活用して多国間で不正情報を共有。



など